

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1)</p> <p>第63条</p> <p>[1号炉及び5号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>[2号炉、3号炉及び4号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>[6号炉及び7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その1)</p> <p>第62条</p> <p>[1号炉及び5号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p> <p>[2号炉、3号炉及び4号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、3系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p> <p>[6号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-3の措置を講じる。</p> <p>[7号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源^{*2}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																													
<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p><u>表63-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 709 1044 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 913 1044 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※2が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：4系列とは、A系, B系, C系及びD系をいう。</p> <p><u>表63-2</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="136 1516 1329 1978"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※2が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※2が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	<p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、4系列の蓄電池及び充電器について、<u>浮動充電時の蓄電池電圧が表62-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表62-3の措置を講じる。</u></p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第66条（表66-12-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</u></p> <p><u>表62-1</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 709 2320 793"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>3系列※3が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：3系列とは、A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 913 2320 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>4系列※4が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：4系列とは、A系（A及びA-2）、B系, C系及びD系をいう。</p> <p><u>表62-2</u></p> <p>1. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1155 2338 1411"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表62-3</u></p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1528 2576 1978"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列※3が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列※4が動作可能であること	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規制基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	3系列※2が動作可能であること																																																														
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	4系列※2が動作可能であること																																																														
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																													
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																													
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																																													
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																																													
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	3系列※3が動作可能であること																																																														
項目	運転上の制限																																																														
直流電源	4系列※4が動作可能であること																																																														
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																													
A系	A	128V以上																																																													
	A-2	126V以上																																																													
B系	B	126V以上																																																													
C系	C	126V以上																																																													
D系	D	126V以上																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																													
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																																													
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																													
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																																													
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その2) <u>第64条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表64-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第66条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表64-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表64-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第66条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表64-2</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表64-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第66条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表64-2</u>の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その2) <u>第63条</u> 〔1号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表63-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第65条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表63-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉及び4号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表63-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第65条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表63-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は<u>表63-1</u>で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、<u>第65条</u>で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については128V以上、B系、C系及びD系については126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>表63-3</u>の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源^{*2}は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. <u>直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器^{*1}について、浮動充電時の蓄電池電圧が表63-2に定める値であることを1週間に1回確認する。</u></p> <p>3. <u>当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-3の措置を講じる。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規制基準の施行に伴う変更)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																																	
<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p><u>表6.4-1</u></p> <table border="1" data-bbox="136 470 1234 554"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td><u>第6.6条</u>で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.4-2</u></p> <table border="1" data-bbox="136 993 1335 1476"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	<u>第6.6条</u> で要求される直流電源が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>※2：<u>7号炉の直流電源A系（A及びA-2）及びB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。直流電源A系（A及びA-2）が動作不能時は、第6.6条（表6.6-1.2-4）の運転上の制限も確認する。また、7号炉の直流電源C系及びD系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。</u></p> <p><u>表6.3-1</u></p> <table border="1" data-bbox="1377 470 2496 554"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td><u>第6.5条</u>で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.3-2</u></p> <p>1. 7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1377 674 2335 926"> <thead> <tr> <th>系列</th> <th>蓄電池</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A系</td> <td>A</td> <td>128V以上</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>B</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>C系</td> <td>C</td> <td>126V以上</td> </tr> <tr> <td>D系</td> <td>D</td> <td>126V以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表6.3-3</u></p> <table border="1" data-bbox="1377 1003 2567 1486"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	<u>第6.5条</u> で要求される直流電源が動作可能であること	系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	A	128V以上	A-2	126V以上	B系	B	126V以上	C系	C	126V以上	D系	D	126V以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更（新規基準の施行に伴う変更）</p> <p>記載の適正化</p>
項目	運転上の制限																																																		
直流電源	<u>第6.6条</u> で要求される直流電源が動作可能であること																																																		
条件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																	
	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																																	
項目	運転上の制限																																																		
直流電源	<u>第6.5条</u> で要求される直流電源が動作可能であること																																																		
系列	蓄電池	浮動充電時の蓄電池電圧																																																	
A系	A	128V以上																																																	
	A-2	126V以上																																																	
B系	B	126V以上																																																	
C系	C	126V以上																																																	
D系	D	126V以上																																																	
条件	要求される措置	完了時間																																																	
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																	
	及び A 2. 炉心変更を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 3. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																																	
	及び A 4. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																																																	

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 ①			
(1) 運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
所内蓄電式直流電源設備 ^{※1} 及び常設代替直流電源設備 ^{※2}	(1) 運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換 ^{※3} において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること (2) 燃料交換 ^{※4} において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備のうち, AM用直流125V充電器又はAM用直流125V蓄電池が動作可能であること		
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※3}	直流125V充電器A ^{※5}	1 個	
	直流125V蓄電池A ^{※5}	1 組	
	直流125V充電器A-2 ^{※5}	1 個	
	直流125V蓄電池A-2 ^{※5}	1 組	
	AM用直流125V充電器	1 個	
	AM用直流125V蓄電池	1 組	
燃料交換 ^{※4}	AM用直流125V充電器 ^{※6}	1 個	
	AM用直流125V蓄電池 ^{※6}	1 組	
<p>※1: 所内蓄電式直流電源設備とは, 直流125V充電器A, 直流125V蓄電池A, 直流125V充電器A-2, 直流125V蓄電池A-2, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2: 常設代替直流電源設備とは, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※3: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4: 原子炉が次に示す状態となった場合に適用する。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※5: 動作不能時は, 「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6: AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池が動作不能時は, 「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>			
		① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14)が該当する。	
		② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)	
		③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるように, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1)) ・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14) 「電源設備(手順等)」では, 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する(手順を定める)こと。	
		④ 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系は, 非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり, 負荷の切り離しを行わず8時間, その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できること及び66-13(計測設備)における監視に必要な機器に電源を供給するための設備であり, 原子炉内に燃料を装荷している期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間とするが, 原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合は, 保有水量が多く燃料プール代替注水系にて注水可能であること, また, 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合は, 燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし, 適用される原子炉の状態は「運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合又は(2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合)」とする。 なお, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池については, 原子炉の状態が燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合に適用する。(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合又は(2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合)を含む。 また, 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域), 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)の電源として, 可搬型直流電源設備(可搬型交流電源設備及びAM用直流125V充電器)又はAM用直流125V蓄電池のいずれかからの電源供給が必要であることから, 66-9-3(使用済燃料プール監視設備)についても運転上の制限として要求する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))	
		⑤ ②に含まれる設備	
		⑥ 充電器は各1個, 蓄電池は各1組ずつ設置されており, その数を所要数とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1), 添付-2)	

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																					
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 331 902 373">項目 ⑦</th> <th data-bbox="902 331 1110 373">頻度</th> <th data-bbox="1110 331 1308 373">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 373 902 468">1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td data-bbox="902 373 1110 468">定検停止時</td> <td data-bbox="1110 373 1308 468">運転評価GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 468 902 632">2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※7}において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 468 1110 632">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 468 1308 632">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 632 902 795">3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※7}において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 632 1110 795">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 632 1308 795">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 795 902 873">4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 795 1110 873">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 795 1308 873">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 873 902 995">5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※7}において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td data-bbox="902 873 1110 995">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 873 1308 995">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 995 902 1066">6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td data-bbox="902 995 1110 1066">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 995 1308 1066">当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目 ⑦	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定検停止時	運転評価GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。） 項目1が該当。 定期検査時の確認事項は、保安規定第62条（直流電源その1）に設定されており、それを準用した対応とする。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 項目2, 3, 4, 5, 6が該当。 通常運転中の確認事項は保安規定第62条（直流電源その1）に設定されており、それを準用した対応とする。 直流125V蓄電池A及びA-2の浮動充電時の蓄電池電圧値は第62条（直流電源その1）同様とする。 AM用直流125V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧値はメーカー仕様書に基づき設定する。(添付-2)</p>	
項目 ⑦	頻度	担当																					
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定検停止時	運転評価GM																					
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※7} において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																					
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																					